

# 横浜海上保安部連絡事項

---

横浜海上保安部  
航行安全課

令和5年2月15日



横浜海上保安部

*JAPAN COAST GUARD*

- 1 大規模工事に係る航行制限等について
- 2 京浜港（横浜区・川崎区）における錨地管理のあり方検討会について

# 1 大規模工事に係る航行制限等について

令和5年中においても、以下のとおり大規模工事が継続して行われる予定です。  
港長公示や関連情報を確認し、付近航行の際は注意をお願いします。



## ①新本牧ふ頭建設工事

工事周辺海域において航泊禁止措置を継続中です。

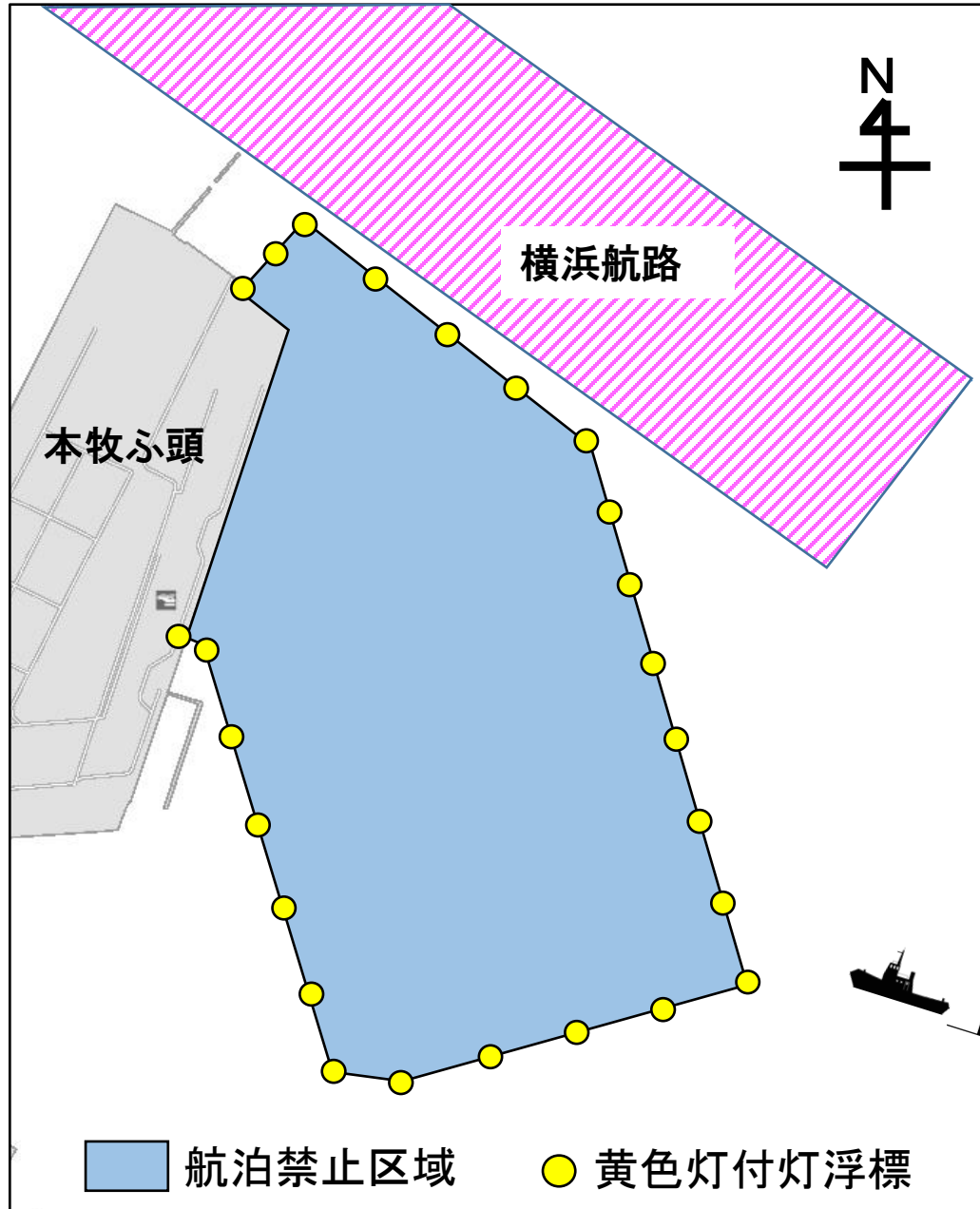
## ②川崎港臨港道路 橋梁工事

橋梁の設置工事に伴い航路幅が制限されています。

## ③川崎沖（東扇島防波堤前面）土砂投入工事

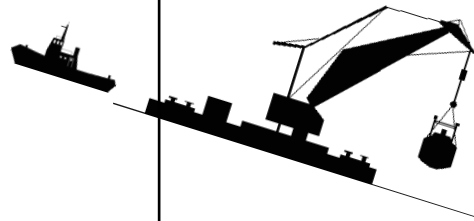
工事に伴い、航泊禁止措置・錨地（KK1・K2）の使用制限を講じておりましたが、工事作業の中断に伴い、令和4年8月25日をもって当該航泊禁止措置及び錨地の使用制限を解除しています。

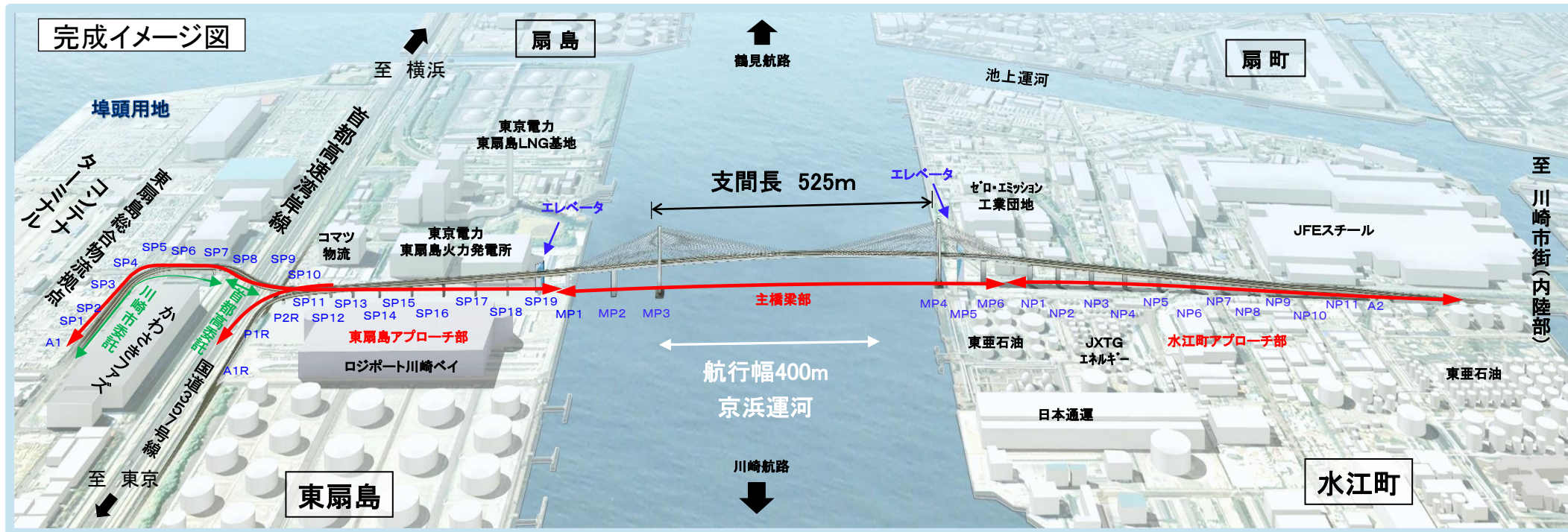
なお、当該工事は後日再開され、それに伴い航泊禁止措置等も講じることとなる見込みです。



## ①新本牧ふ頭建設工事

- ◆ 工事周辺海域において航泊禁止措置が継続中です。
- ◆ 工事の進捗に伴い、大型の工事作業船等が工事区域に出入りしますので、付近航行の際は注意をお願いします。

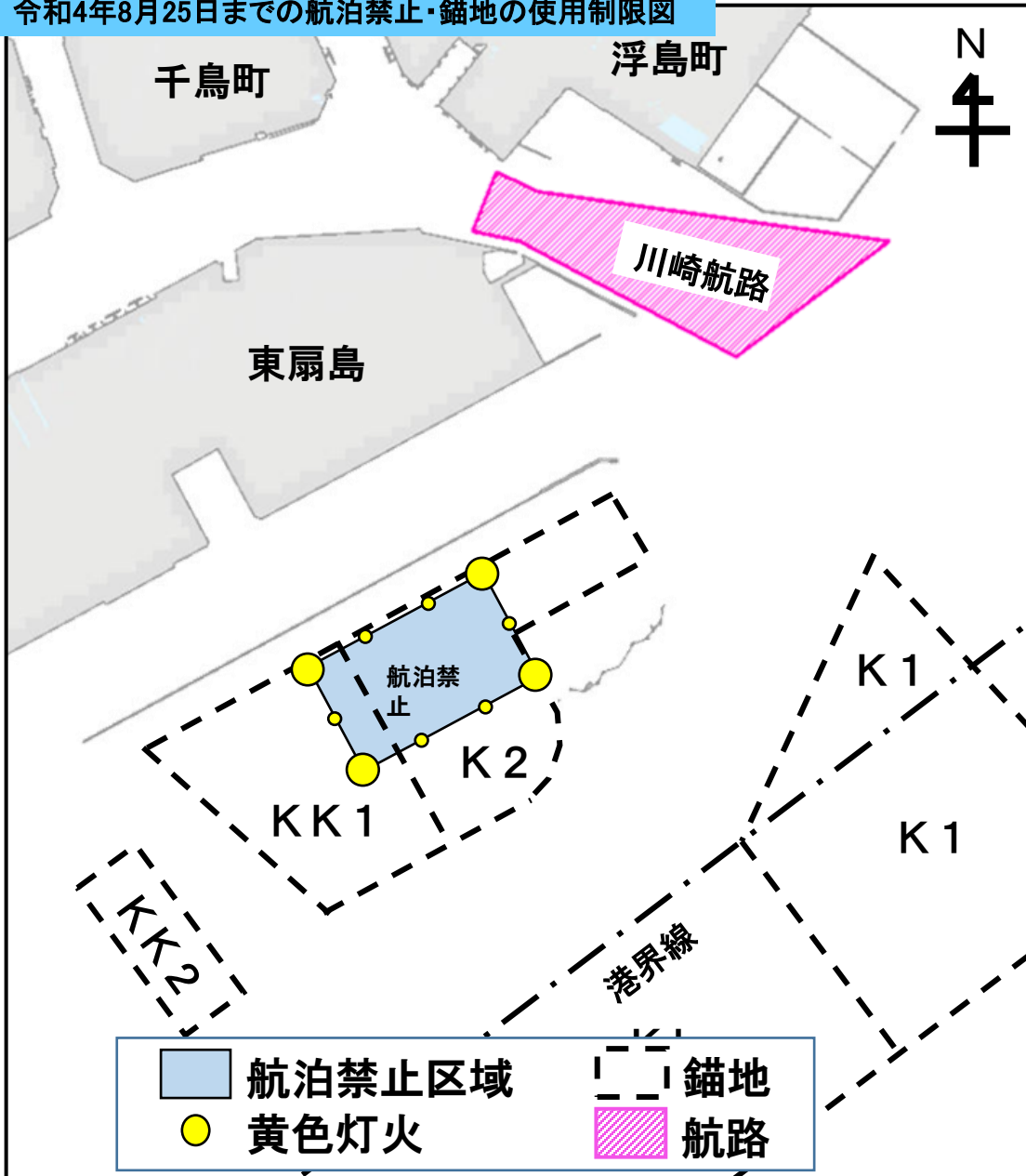




## ②川崎港臨港道路 橋梁工事

- ◆ 橋梁の設置工事の進捗に伴い航路幅が制限されています。また、令和5年中には、工事作業船のアンカーワイヤーが航路内に展張される工事も予定されています。
- ◆ 当該海域を航行する際には、警戒船や航行安全情報管理室から提供される情報に留意してください。

令和4年8月25日までの航泊禁止・錨地の使用制限図



## ③川崎沖土砂投入工事

- ◆ 工事に伴い、航泊禁止措置・錨地（KK1・K2）の使用制限を講じておりましたが、工事作業の中断に伴い、令和4年8月25日をもって当該航泊禁止措置及び錨地の使用制限を解除しています。
- ◆ なお、当該工事は後日再開され、それに伴い航泊禁止措置等も講じることとなる見込みです。

## 現状の京浜港(横浜區・川崎區)における錨地図

令和2年5月 刊行  
京 浜 港 長

### 京浜港(横浜區・川崎區)における 危険物積載船及び一般船舶の錨地についてのお知らせ

令和元年11月11日から、錨地が下图のとおり区分されました。錨泊は下記注意事項に従って錨泊してください。



- \* 注意事項 \*
- 総トン数 10,000 トン以上又は全長 150m以上の船舶は大型用錨地に、未滿の船舶は小・中型用錨地に錨泊するよう区分されています。
  - 総トン数 500 トン未滿の船舶については、シーバースが存在する上面の青色に塗られた区分を避けて、小・中型専用の K1、K2、N1、N2 及び N3 錨地に錨泊するようお願いいたします。
  - 錨泊する船舶は、
    - 最新の気象海象情報の入手 (海上安全情報の活用)
    - 国際 VHF (Ch16) の常時聴守、AIS の作動維持
    - 常時適切な見張り (自船及び他船の走錨監視等)
    - 海上施設、他船、陸岸との十分な距離の確保
    - 十分な錨鎖の使用
    - 状況に応じ錨泊中止、ちゅう航法等
    - 機関のスタンバイと乗組員の即応体制 (気象悪化のおそれがあるとき) を行い、走錨などによる海難の防止に努めてください。

\* 特に風の影響を受けやすい自動車専用運搬船及びコンテナ船の錨泊にあつては、走錨を考慮した体制の確保に万全を期すようお願いいたします

お問い合わせ先	横浜海上保安部 TEL 045-201-8180	川崎海上保安署 TEL 044-266-0118
監修 横浜海上保安部 刊行 公益社団法人 東京湾海難防止協会		

◆京浜港(横浜區・川崎區)に設定されている錨地及び周辺海域では、船舶の大型化・工事等による錨泊可能海域の減少等、海上交通環境が変化しています。

◆そのような状況に鑑み、(公社)東京湾海難防止協会が、令和3年度に立ち上げた、学識経験者・海事関係者・関係行政機関で構成される検討会において、船舶交通の環境等の変化に応じた錨地管理のあり方が検討されています。

◆令和3年度には、錨地の利用実態把握、錨地利用者へのアンケート調査等が行われ、その結果明らかとなった課題について、令和4年度中に所要の検討が行われており、年度内に、同検討会の報告が取りまとめられることとなっています。